

重ねる信頼、一步の勇氣



日本弁理士クラブ平成15年度幹事長

波多野 久

日本弁理士クラブ（以下、日弁と略す）会員の皆様、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

桜咲く4月に幹事長職に就き、早いもので6ヵ月余が過ぎました。我々を取巻く環境が激変しつつあることを肌で感じながら日々活動しています。激変の時代に勇氣をもって前進すべく、スローガンを作成しました。「重ねる信頼、一步の勇氣」であります。

日弁は、稲門弁理士クラブ、無名会、P A会、南甲弁理士クラブおよび春秋会の各会員で構成され、各会派に属する会員は自動的に日弁会員となる仕組みになっています。

日弁は、

1. 日本弁理士会の会務運営を責任を持ってバックアップかつサポートし、
2. 知的財産・弁理士制度・役員制度等に関する政策提言を行い、
3. 将来の日本弁理士会を担うリーダーを発掘・育成し、
4. 五会派相互の連係強化・融和を図り、
5. 未組織会員の組織化を推進し、
6. 若手弁理士の育成・戦力化のための研修の実施を図る、ことに努めて参ります。

知的財産制度は今、世界的な調和の流れの中にあり、知的財産をサポートする弁理士等の制度も国際的調和の流れが加速する動きであります。

そのような中で、弁理士法の一次および二次改正が行われ、共同的なものでありますが訴訟代理権を獲得し、来年早々にこの代理権を取得した弁理士が生まれます。弁理士制度の国際的調和の中では我々の資格に対する期待の表れであり、大きな意義をもつものであります。

新しい弁理士法は、我国の知的財産業務の中核を

我々弁理士が責任をもって務めるよう強く要請しています。この要請を真摯に受け止め、我々弁理士が知的財産の分野で重要な一翼を担っていかうではありませんか。

一方、弁理士法の改正に続き知的財産を国家戦略とする知的財産基本法も成立し、本年7月に具体的政策を盛り込んだ「推進計画」が纏まりました。この推進計画の担い手の中心は、我々弁理士であり、弁理士に対する期待の大きさは我々の想像を超えるものがあります。司法制度改革の流れの中では、知財高等裁判所の創設も視野に入っていました。

我国産業・経済界は、規制緩和と自由競争が進む中でデフレが進行し、生き残りをかけた激動の時代を迎えています。この中でも、新しい産業や経済に知財戦略を組み入れた新しいスキームが少しずつ見えつつあります。この新しい我国産業・経済の構築に我々弁理士も参画し、大いなる貢献をしようではありませんか。

日弁会員の皆様、今後も我国産業・経済の発展に、重要な一翼を担われ、私共日弁、日本弁理士会、さらには知的財産分野で主導的な役割を果たされ、心豊かで創造性にあふれた未来社会の構築に向けてご尽力下さるよう切にお願い申し上げます。

日弁は設立当時の基本的理念に立ち返りつつ永年積み重ねた信頼と友情関係を再構築し、時代の変化に迅速かつ適格に対応する日弁の組織化を目指して前進していきたいと思っております。

最後に日弁へのご理解を会員の皆様にお願ひし、変わらぬご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様の一層のご発展ご健勝をお祈り致します。

ご挨拶

- 新業務と知財改革の中で -

日本弁理士会会長 下坂 スミ子



4月1日の就任以来7ヵ月が過ぎました。この間、波多野幹事長さまをはじめとする日本弁理士クラブの先生方には会務への絶大なご協力を賜り続けておりますこと、厚く御礼申し上げます。私ども正副会長9名は、本年度の「多様で質の高い弁理士業務の実現を目指して」のモットーのもと、一步の前進をめざして元気に頑張っております。なお、正副会長会は、毎週火曜日の朝10時集合、30分の事務局との議題打合せ、10時30分開始で行っています。

さて、ご承知のとおり、ここ2～3年の弁理士会は、従来の会内処理事項に加え、お付き合いをする関係官庁や外部団体の数が驚異的に増加しています。これらは、会員の急激な増加、弁理士業務の拡大、刻々と進展する知財改革に伴う諸事項への対応等々に起因するものですが、何よりも知財の世間一般への広がりや認識の高まりにより、弁理士会が従来以上に外部から注目されていることの証左でもあります。兎も角、その数や広がりや急速で、はんぱではありません。そこに今年は「阪神」が「優勝」し商標が世間の耳目を集める事態まで加わり、副会長や会員の多くがマスコミとの対応に追われました。

知財の広がりやの一つに本年7月8日決定の「知的財産推進計画」に沿った産・官・学の極めて迅速かつ活発な活動があります。この活動は日本の至るところで一斉に起こっており、多くの大学や官庁等から講師、スピーカー等々の人材要請がひっきりなしに弁理士会によせられ、弁理士会は今や人材派遣業の観を呈しています。また、7月の民事訴訟法の改正に伴い、只今最高裁判所から30名の専門委員のリスト提出を要請されています。そこで、今月「裁判

所調査官等候補者選定委員会」を立ち上げました。

いささか皆様に御心配をおかけしておりました日本弁理士会政治連盟との関係につきましても、双方の見解や意思の疎通を十分に語り、One-Voiceの行動をめざすべく、8月から、毎週一回（原則水曜日）の頻度で「外交政策会議」を開催しています。たまには激しくやり合う場面もありますが、めざす思いは両者共通であり、既に幾つかの実りある行動に繋がっております。

更に、特筆すべきご報告事項として、特定侵害訴訟共同代理権取得のための研修・試験があります。15年度の研修は9月13日に修了し、その効果確認試験が10月に実施されました。研修修了者840名、効果確認試験申請書提出者814名、同受験者804名でした。合格発表は12月25日の予定です。研修・受験頂いた先生方、そして何よりもその運営に携わってくださった研修所所長をはじめとする委員の先生方、本当に有難うございました。次年度研修の実施に関しては、同規模で行う予定ですが、日弁連との折衝が残されています。

臨時総会の開催を12月17日に予定しています。弁理士登録簿への付記登録関連の事務を進めるために必要な総会ですが、その他の議案も提出しますので、多くのご出席をお願いします。

また、このところ会員と顧客とのトラブルが増加しており、当会のみならず特許庁へのものも増加している模様です。そこで、「クライアントには十分な説明を！」のペーパーを全会員に発送し、ご協力をお願いしました。特許等の出願手続きに不慣れな個人や中小企業の方々に接する際には、十分な説明を

お願いします。

「知財推進計画」につきましては、知財戦略本部（本部長小泉首相）の下に、3つの専門調査会が設置されました。内閣府のホームページで議事内容の全てをみることができますので、是非アクセスしてみてください。「知的財産の保護に関する専門調査会」において、知的財産高等裁判所の創設に関し、11月28日に結論を出すことになっています。現在、第9番目の独立した高等裁判所として設置するという私共の主張に対し、東京高等裁判所に付属する裁判所として存在させ、単にその表札を「知的財産高等裁判所」にすればよい、という主張が先回出されました。

また、推進計画に呼応して、中央・地方官庁、各種大学、関連団体等の知財研修会・シンポジウム、パネル等々が、連日各地で無数に実施されています。当会も「知的財産シンポジウム in 鹿児島」と銘打った第1回タウンミーティングを10月18日に鹿児島からスタートさせ、200名収容の部屋に270名もの申し込みを得、別室にテレビで中継という嬉しい悲鳴でした。第2回を福岡で、そして将来的には日本全国を網羅するタウンミーティングとして知財の普及・高揚に尽力したいと考えています。

日本弁理士クラブの先生方には、どうかあと5ヵ月余のご支援を何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

副会長として担当する部門の活動状況報告



日本弁理士会副会長 大西正悟

4月1日に平成15年度副会長としてスタートしてからあっという間に半年が過ぎました。私の担当している「日本弁理士会研修所」等について活動状況報告を行うとともに、今までのトピックメイキングな話題について報告します。

日本弁理士会の研修所には今年度も多数の部会が設けられておりますが、研修所の活動のうち、話題の多いIT研修、新人研修、常設研修、能力担保研修および基礎研修をピックアップしてそれらの活動状況を報告します。

まずIT研修ですが、「ヨーロッパ意匠法に関する研修会」について青木博通会員によるIT研修が9月25日から1ヵ月間に亘り弁理士会ホームページ上で配信されています。弁理士会のホームページからアクセスすれば、誰でも（弁理士会会員以外の人でも）自由に青木先生の講義をビデオ画面とテキスト表示を見ながら自宅でも研修を受けることができます。このIT研修によれば、研修スペースが不要で且つ受講者はパソコンの前で任意の時間に研修を受けることができるという利点があり、今後も活用したいと考えております。特に、昨今における弁理士試験合格者数の増加に応じて、新人研修は一度に多数の新規合格者が受講すると考えられるため、IT研修をその有力な手法として取り入れてもいいのではと考えています。

新人研修については、今回は前期および後期に分けるという新たな試みがなされました。内容詳細は省略しますが、基本的には前期研修（H15/1）において基本的な研修を行い、後期研修（H15/9）において実務のおよび応用的な研修を行い、受講生には

概ね好評であったようです。今年の弁理士試験の合格者は500名を越える状況にあり、新人研修の受講者の増加が予想されるため、来年の新人研修は東京会場については受講生を2クラスに分割して研修を行う等の対応が必要となると考えられます。さらに、上記IT研修も絡めてできる限り効率良く研修を行う必要があると考えられます。

常設研修は今年度初めて試みる研修で、今年度は拒絶理由対応実務等の研修を複数の講座に分けて行い、受講者はすべての講座を受講することは無論のこと、一部の講座のみをピックアップして受講することも可能としています。この研修は、おそらくある程度実務を積んだ弁理士が自分の苦手なものを受講することなどを考慮したもので、中堅弁理士の積極的な受講が望まれます。

能力担保研修も今年度から開始された研修で、特定侵害訴訟における訴訟代理人となることができる者（弁理士法第6条の2）となるべく、1300人あまりの希望者から選定された850名が東京、名古屋、大阪、中四国の4会場に分かれて受講しました。このうち、840名が45時間の講義受講と4起案の提出を完了し、814名が10月26日の試験を受けました。合格発表は12月25日に予定されており、合格者には今までにないクリスマスプレゼントとなることでしょうか。現時点では試験結果が予測できませんが、できる限り高い合格率となることを願っています。なお、研修所としては、平成16年1月28日（水）に、研修所25周年祝賀会、賀詞交歓会を兼ねて「特定侵害訴訟業務の付記弁理士誕生祝賀会」を開催する予定です。是非大勢の参加をお願いします。

能力担保研修は民法および民事訴訟法の基礎知識を有す者が受講するというのが前提であるため、これらの知識を習得することを目的として基礎研修を昨年度より開催しております。いずれも大学に依頼して民法30時間、民訴法30時間の研修を行うもので、今年度も既に一部開始されております。次年度以降に能力担保研修を受ける予定の人は、是非受講することを進めます。

私の副会長としての担当は、上記研修所に加えて特許委員会、特許制度運用協議委員会、福利厚生共済委員会があります。まず、特許委員会ですが、今年度は明細書のあるべき姿を検討するという大きなテーマを持って委員会活動が行われております。こ

こでは、出願人、弁理士、裁判所のそれぞれの立場から見て求められる明細書とは何かということを検討しており、今年度内に報告がでると思います。特許委員会はこれに加えて、特許法改正、特に審判制度改正の検討や、特許庁の特許戦略計画に基づく審査迅速化に対する協力の検討等、種々の検討課題を担当しています。特許制度運用協議委員会では、特許制度運用上での問題点について特許庁と協議を行うとともに、ペーパーレス出願制度についての改正内容等の検討が行われています。福利厚生共済委員会では、現在の共済システムがこのままで成り立つか否かの検討が行われています。

ご挨拶

「ADR検討会」のパブコメをみて



日本弁理士会副会長 石田喜樹

本年度もはや半ばを過ぎ、名古屋から通う身としてはようやく二重生活も苦にならなくなってきたところです。あと少し、後半戦を乗りきるため若干疲労気味の体にムチをいれゴール目指してまっしぐらという心境です。

さて、担当の会務の方もほぼ順調に推移しており、各委員長さんには大変感謝致しております。又お預かりしている財務も今のところは恙なく執行されています。通常ですと、各担当委員会の中間報告ということになりますが、予定通り順調に進行中とだけ述べさせていただいて報告とし、代わりに、私がオブザーバとして出席している「ADR検討会（司法制度改革推進本部）」の報告をさせていただきます。

ADR検討会は、一昨年から継続して開催されており、ADR基本法の制定に向けた司法制度改革推進本部の検討会の1つであります。既に20回を超える会議が開催され、8月末には「総合的なADRの制度基盤の整備について」の意見募集（パブコメ）がありました。日本弁理士会としてもADR推進機構の委員長名で意見書を提出し、9月末にはヒアリングが行われました。論点は多義に亘り、例えば、「ADRにおける和解に対する執行力の付与を認めるか」とか、「ADRを利用している間の訴訟手続の中止を認めるか」という論点もありました。その中で、「ADR主宰業務・代理業務等につき弁護士法72条の特例を設けるべきか」という論点があり、それについて、司法書士会や税理士会等の各隣接法律専門職団体からも意見が出されましたが、各士業毎にその内容や表現に微妙な違いがあり若干の温度差が感じられましたので、ここに紹介致します。

<日本弁理士会>

日本弁理士会は、既に日本弁護士連合会と共催で日本知的財産仲裁センターを主宰しており、又新弁理士法にて代理業務が可能であることから、殊更、非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止を定めた弁護士法72条（以下72条という）の特例を設けることについて固執することはないが、ADRの拡充・活性化を前提として考えると、72条によって担保される法的知識よりも、紛争分野に関する専門的知見、調整能力・調停技術等の紛争解決に関する専門的知見の活用をより一層重視していくべきであるとの考えから、特例規定を設ける、との意見に賛成であると表明した。

<日本行政書士会連合会>

特例を設けなければ、弁護士のみしかADRを主宰できないことになり、弁護士以外の者が安心してADRに携われなくADRの発展性はない。特例規定はADR基本法の中に規定すると共に、各個別法での対応と合わせて規定することが望ましい。

<日本司法書士会連合会>

ADR主宰業務に関し72条の特例を設けるに際し、要件として弁護士の関与・助言を求めるのであれば、認定司法書士は弁護士と同様の位置付けで、関与・助言が可能となるような取扱いがされるべきである。

<日本土地家屋調査士連合会>

弁護士以外の者がADRの主宰者になること、その専門分野においては代理人となることが可能であることを明確にしていきたいと要望する。

72条の趣旨は尊重するが、すべての紛争解決の場面に弁護士の関与を求めることはむしろ弁護士に過度

な負担を強いることになり問題がある。一定の適格性を認知されたADR機関では、弁護士の関与を義務付けることから解放することにより、他の弁護士の関与を必要としている分野にエネルギーを集中させることができる。

<日本税理士会連合会>

弁護士でない者が、安定的に、報酬を得る目的でADR主宰業務を行うためには、ADRに関する基本法上に、特例規定が設けられなければならない。

この場合、72条の趣旨目的を損なわない範囲で、専門的知見を有する者に対して、弁護士の関与・助言を前提としたADR主宰業務を認める制度として構築すべきである。

こうした措置が図られることにより、税理士が弁護士と共同してADRの主宰者となり、様々な紛争の解決に当ってより専門的知見を活かすことが可能となる。

弁護士の関与・助言を得ることなく、税理士単独で行うことができるよう税理士法上に規定を設けるとする考え方は、税理士の使命の規定と整合しないから採用すべきではない。

代理は主宰よりも高度な法律分野の専門能力が必要とされると考えられる。税理士は必ずしも紛争解決に関する法律全般の知識、技術に習熟しているとはいえないことから、ADR代理業務を行うことは適当ではない。

<社会保険労務士会>

専門家の知見を活用してのADRという基本的方向を明示して72条の特例を設けるべきである。同時に、ADRを担う専門家の一員として社会保険労務士を明示し、ADR業務ができるよう社会保険労務士法に規定する必要がある。

又代理業務に関しても、法整備をし、それができることを明確に定められたい。

<日本不動産鑑定協会>

72条の特例を設けることは、ADRが裁判と並ぶ魅力ある紛争解決手段となるためには、是非必要と考えます。

代理業務を法律分野に高度の専門能力を有するものと評価できる専門職種に関し行うことができる旨の規定を設けることは、ADRの健全な発展のためには必要と考えます。

<在日米国商工会議所>

ADRの主宰者については、弁護士資格の有無を問わないというのが自然発生的に確立されたグローバルスタンダードである。米国では、そもそもADRの主宰は弁護士の独占業務とされる法律業務ではない。このような制限を設けると、日本はADRに関し国際的競争力を失うことになるであろう。

引き続き翌週に行われたヒアリングでは、

<法務省>

72条の特例を設けるという方向には異論ないが、その内容は、同条の趣旨を損なわないものであり、かつ明確なものであることが必要である。また、主宰と代理は性質に相違があり、特例を設ける必要性も異なる。今後、具体的に特例の内容・要件を検討するに当たっては、これらを充分留意し、個別的に検討する必要がある。

と、当り障りのない意見を述べており、守る側の

<日本弁護士連合会>は、

手続主宰者の資格要件に関し、弁護士以外の多様な専門性・能力を持った方に手続主宰者として活躍いただけるよう72条を緩和し、弁護士の一定関与を条件として一般的に緩和する。専門家の専門能力の活用という要請は、現に弁護士会仲裁センタ等で行われているように、鑑定人や助言者として活躍していただくことが現実的な方法であるし、さらに弁護士の関与のもとに手続主宰者として活躍していただく道も開かれるとすると、本来それで充分ではないかと考えられる。単にその分野の専門家だからということで、無条件に業としての手続主宰を認めることは適切ではない。

手続代理についても、代理人には、高度の職業倫理が要求され、72条はまさに代理の局面で最も問題とされてきたところであって、ADRだからと言っ

ご挨拶

て、無原則に72条を緩和してよいということにはならない。ここでも、その分野の専門家だからということだけで、代理業務が認められるわけではない、と意見を述べた。

以上が各団体の意見の要約ですが、既にADRを主宰し代理業務を取り込んでいる団体と、そうでない団体との要望の違いや、日弁連との関係に配慮したと思われる言い回しの違い等が微妙に表われていて

興味深く思われます。

各士業団体間における業際の問題は、規制緩和やユーザーフレンドリ-の名のもとに徐々に解決されようとしていますが、まだまだ局地戦は終わってはおらず、攻めれば攻められる、守りに徹すれば攻めきれないというジレンマに陥っています。わが日本弁理士会においても望ましい将来のかたちを見据えて戦っていかなくてはならず、当分の間は緊張感の持続が必要かと痛感する次第です。

ご 報 告

日本弁理士会副会長 吉 田 維 夫

はじめに

日本弁理士会の副会長に就任以来はや6か月余が過ぎさりましたが、ここまではただバタバタと過ごしてきたというのが実感であります。そんななかで、私の主な担当である国際活動センターの活動状況を中心にして感じるままに以下にご報告申し上げます。

国際活動センター

ご承知のとおり、日本弁理士会では、従来から海外諸国／諸機関との関係を重視し、各国関係官庁やWIPO等の国際機関の業務に関する協力を行い、また米国のAIPLA、中国の専利代理人協会幹部、韓国弁理士会理事会等の各国の代理人団体等との協力・交流を積極的に図っています。さらに、我が国関係省庁、関係機関との連携において海外諸国／諸機関における知財保護に関連する事項についての様々な活動を展開しています。特に、我が国は、知財先進国として、知財保護制度の確立や必要な人材の育成を必要としている国々に対する協力・援助の責務を負っており、日本弁理士会でもそのような責務の遂行のための協力を行っています。例えば、WIPOのPCTリフォーム委員会やSCP(Standing Committee on the Law of Patents)等への代表の派遣を3～4回／年、米国AIPLAとの交流会を4回／年、中国専利代理人協会幹部および韓国弁理士会理事会との交流会をそれぞれ1回／年の他日中韓代理人の交流会を1回／年程度の頻度で行っています。また、特許庁国際課等の求めに応じて諸事項の協議やあるいは講師派遣等の協力を行い、発明協会のアジア太平洋工業所有権センターの人材育成事業に対する講師派遣

等の協力やジェットロの要請に応じて貿易投資円滑化支援事業のためのタイ、ベトナム、中国への講師派遣等の協力を行っています。

しかしながら、我々弁理士を取り巻く環境は最近急速にかつ大きく変化してきており、日本弁理士会の国際活動においても、それに即応した対応を含め、従来の活動の域を超えてさらなる活発かつ幅広いものが必要とされているように思われます。すなわち、弁理士を取り巻く最近の環境は、国内外を問わず、極めて急速にかつ大きく変化しつつあります。国内においては、知的財産戦略大綱の策定以来、幅広い分野にわたって議論が続けられ、本年7月に発表された知的財産推進計画に沿って具体化が図られています。そして、かかる状況下に、我々弁理士の業務も従来とは異なる異質の分野についても広がりを見せつつあります。

かかる国内の環境の変化だけでなく、対外的にも、弁理士を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、それにしなげがって弁理士が関与すべき事項が急速に増大しつつあります。国際的には、知財保護のための事務処理の減量化が図られつつあることは紛れもない事実であり、そのために各国／機関において出願手続の簡略化、方式の統一化、審査資料の相互利用等がすでに一部で具体化され、またさらなる進展に向けての検討が進められています。そればかりでなく、新聞等の報道によれば、APEC諸国間では所定の一国で登録された特許については各国でその効力を認めることが検討されているようでもあります。かかる傾向は、早晚他の諸国間にも広がるであろうことは想像に難くないところであります。また、模倣

品・海賊版対策のために知的財産権の侵害に対する輸入差止め等の水際対策や国内取締りが強化されようとしている。

よって、かかる環境の変化に即応して、必要な情報を各国に向けてタイミングよく発信してゆくことは重要なことであります。また、海外の環境の変化に適切に対応することができるように十分な対策を取ることも必要であります。現在の国際活動センターは、そのような対応を可能にするものであると思われます。しかしながら、より活発かつ広範な活動を展開するためには、現在の委員会としての組織では自ずと限界があり、より発展的な組織の創設が必要ではないかとも思われます。例えば、国際活動センターを新たに附属機関として構築することにより、より適切な活動を、より流動的に、より活発かつ広範に行うことが可能となると思われるのであります。国際活動センターを附属機関とすべきかについては、現在国際活動センターの国際政策部会においてご審議頂いています。今後この問題が十分にな議論され、適切な結論が得られればよいと考えています。

その他の委員会等

その他の私の担当としては、常議員会、防災会議の他、選挙管理委員会、バイオ委員会があります。常議員会では、特に、弁理士会の組織および役員制度等について精力的にご審議を頂いております。防災会議では、大災害に備えて、必要な備品、対策資金等の問題についての対策等を検討して頂いております。バイオ委員会では、特に、現在最大のトピックスの1つである医療関連行為の特許保護のあり方に関する検討等を頂いています。また、選挙管理委員会では、定時役員選挙の実行に関する職務に加えて、今春の総括副会長の再選挙に際して認識された例規上の不備に関する必要な改正事項等の問題を検討して頂いています。

おわりに

平成15年度もすでに後半になりましたが、本年度も12月に臨時総会が予定されるなど、未だ未だ重要な事項が山積しております。引き続きましてよろしくご支援の程お願い申し上げます。

副会長報告



日本弁理士会副会長 峯 唯 夫

今年の会務目標は「多様で質の高い弁理士業務の実現を目指す」。その中で私の担当は、広報、知的財産戦略会議、弁理士業務推進委員会、意匠委員会、著作権委員会、民間調査機関設立検討委員会そしてU-45委員会です。また、私の個人的なテーマは「楽しいビジネスとしての弁理士業の構築」です。以下、私の担当している会務について語ります。

1. 広報

(1) 取材ラッシュ

政府の知財重視政策、会長が知的財産戦略会議のメンバー（会の代表ではなく個人として）であったことなどが重なり、4月から取材が相次ぎ、未だにその勢いは衰えていません。会長への主な取材テーマは、知財戦略への弁理士会の取り組みです。JAPAN TIMES からも取材を受け、大きな顔写真も載りました。また、JAPAN TIMES には発明の日の協賛広告を出しましたが、松尾副会長のデザインです。

「月刊・ビジネス法務」と「日経産業新聞」に連載記事を提供しています。

(2) プロの力

広報の充実は今年の重点項目です。今年は、「広報のプロ」に弁理士会の広報をデザインしてもらおうと考え、すでにコンセプトの提示を受けています。弁理士会の広報を通じて弁理士（の仕事）を知ってもらう、ということです。

小泉さんの知財戦略で盛り上がった社会状況は知財を世間に広めるチャンスです。この機会を捉えて「弁理士」の認知に力を入れたいと思っています。そのことが、弁理士業務の発展に期するものと確信

しています。

2. 知的財産戦略会議

今年度のテーマの一つが「知的財産立国への貢献」であり、この委員会はその根幹となるものです。現在、知財戦略に掲げられた項目から早期に検討すべき事項を抽出して、鋭意検討しています。

検討の視点は、各項目の具体化に際して弁理士会として意見を提出する必要があるか、各項目の事業の推進に当たり弁理士（会）はどのような形で協力できるのか、協力するためには弁理士会としてどのような行動をする必要があるか、その事業は弁理士の業務としてどのように取り込むことができるか、ということなのです。

私としては、「知財戦略」を弁理士業務拡大の契機にしたいと考えています。

3. 弁理士業務推進委員会

この委員会は、昨年度の「新規業務推進委員会」と「ライセンス委員会」とを統合したものです。なぜ統合したか。それはこの委員会を弁理士業務拡大の起爆剤にしたかったためです。そのためには「新規業務」という視点から見ていたのでは無理があると感じたこと、そして契約は従来の弁理士業務と拡大された「新規業務」を橋渡しするものと考えたこと、にあります。

弁理士法改正の基礎データを集めた「中小企業等アンケート委員会」、改正後に手引きを作った「新規業務検討委員会」の委員長を務めた私として、今年は総括の年として、新規業務の普及、言い換えると従来の弁理士業務の外縁を拡張する形で「新規業務」

を取り込んでいくことを重点に考えています。新規業務の取り込みとは一言で言うと、「代理人から出願代理もできるコンサルタントへ」だと思えます。将来に亘り弁理士が いい仕事 であるために。

毎年数百人ペースで弁理士が増加すれば、出願代理だけでは食えなくなる時代が近々来ます。しっかりと将来を見つめたい、後に続く人のために。

この委員会では、新規業務を取り込んだ形での弁理士の仕事のあり方についてメニュー的なものと提示すべく検討しています。また、税関実務や契約についての検討も継続しています。

4．意匠委員会

今年はラジカルです。意匠保護、デザイン保護とはそもそもどうあるべきか、というところから議論しています。特許庁も知的財産研究所に委託して意匠制度のあり方を根本から見直す作業に入っており、うまく符合しています。これに合わせ、初の試みとして、デザイナー団体（日本インダストリアルデザイナーズ協会）との意見交換会も設定しました。

この委員会は私の休憩場所です。担当副会長という立場を忘れて議論に参加しそうになり、困っています。

5．著作権委員会

この委員会の活潑なことにはびっくりしました。委員会の進行について委員間でメールが頻繁に回っています。委員会の伝統なのか委員長の力量なのか私には分かりませんが。

著作権は「コンテンツビジネスの振興」という形で知財戦略計画にも盛り込まれています。著作権は特許法よりも複雑で分かりにくい法律ではありますが、著作権委員会では著作権の解説記事をパテントに掲載したり、契約書のフォームを作成したり、判決を整理する作業を行っています。弁理士業務の拡張に有益な情報を発信できるものと思えます。

6．民間調査機関設立検討委員会

この委員会では、弁理士会が関与した形で特許調

査機関を設立できないか、という検討を行っています。知財戦略計画にも民間調査機関の育成という項目が掲げられています。弁理士会としては気持ちとしてはすぐにでも手を挙げたいところですが、事業として成り立つのか、という観点から見るとなかなか厳しいものがありそうです。今後、設立に必要な費用、運営費用、そしてマーケットの存在などを調査していくこととなります。

7．U-45委員会

若手の意見を聴きたい、若手に会務に参加してもらいたい、そして自分で考え外に向かって意見を言える人に若手が育って欲しい、という下坂会長の肝いりで発足したふたごの委員会 U-35と U-45。前者は35歳以下限定、後者は36～45歳限定です。そしてなぜか、U-35は最年長の副会長松尾さんが担当、後者は最年少の私。

この委員会では、「執行部の方針を考慮せずに自由に議論して意見を出してくれ」と言っています。ラジカルな議論が展開されており年度末に出される報告書が楽しみです。このような議論を毎年続け、報告を蓄積することが弁理士会が活性化する契機になるかもしれません。

8．むすび

弁理士法の改正により、弁理士は知的財産に関して訴訟代理を除いてトータルに扱えるようになりました。この枠組みをどのように利用するかは各自の考え次第です。自由業なのだからみんな自分のことは自分で始末しろ、というのもありだとは思いますが。しかし、日本弁理士会という強制加入の組織が存在し、安くない会費を徴収している以上、会員の将来を考えた会務運営をしなければならない。

そう思って動いているつもりなのですが、弁理士業務の拡大についてあまり反応が感じられないのは私の感度が鈍いのでしょうか。知的財産コンサルタントとして活躍している会員の方々、「パテント」などで積極的に仕事の仕方を開示していただけるよう、お願いします。

変身する準備に励む常議員会



常議員議長 松田治躬

前回常議員に選ばれたのは、昭和51年であり、麻雀に明け暮れていた35才の青年弁理士（世間と弁理士会は10年異なる）といえる時期のことである。

当時、常議員の選挙は、毎年半数改選の25名で、日弁を始め各会派で推薦された常議員の人数に対し、選挙回避に向け調整するため、会長を推戴する会派と、常議員議長を推薦する会派が常議員推薦人数の取引材料として利用されていた。

まず会長を擁立会派が、例年推薦の常議員人数を1名減らし、未だ定員超過の場合は、常議員議長擁立会派が1名減らす、多数を要望する場合には議長を他会派に回し、受けた会派で1名減らす、これは現在の日弁・連合・西弁の垣根に関連なく行われていた。

多くの議長は2年目の常議員が就任し、1年目から議長含みとして会派からの推薦を予定され、1年目は勉強期間と心得ていた。当時、私の1年目は、秋沢政光議長であったが、私が常議員候補の頃から呼び出され、常議員会の運営に付き協力を要請された。銀座で一杯飲み、銀座通りの暮会所で何目置いたかは覚えていないが、暮も指導してもらった。翌年の佐田守雄議長とも相当飲んだ記憶があり、議長の重みを知らされていた。

このような選挙調整に利用されていた常議員議長の大役が、何を間違えたか、1年目就任直前の2月に打診が来た。何人かの先輩を口説いて回ったが、口説く先は少なく、3月も半ば、ついに引き受けざるを得ないところに追い込まれてしまった。

就任前から1年間その心構えで構想をもち、副議長候補を予定し、運営方法まで検討していた従来の

議長と異なり、更に、2月に開かれた新人常議員の説明会も、研修所の正副所長会議と重なり欠席していたのだ。

しかし、調べて見ると、弁理士法が改正され2年目であり、従来と比べ、監査機関が独立したため、権限は、「正副会長会からの審議依頼事項」、「会規の制定・改正」、「内部委員会の設置」、「正副会長会の予算外支出の審議」の4項目であり、

及び はあなた任せ、 は「審議依頼」の、 がなければ委員会だけ作り直しても意味がない。従って の「会規の制定・改正」のみが自ら行える事項であるが、40人の常議員で勝手に会規制定を突然に提案し、会内に不協和音を起こしても意味がない。

折角の「役員」であり審議機関の「常議員会」は、従来の総会提案の先議権もなく、 の正副会長会から「餌」を投げてもらえなくては動けない状況となっている。

幸い、民法上の組合と弁理士会の役員制度との不整合性が、弁理士法改正の残務として残っていた。一番の問題は、会規上「審議機関」が「総会」だけで、「執行機関」は「会長」（副会長は執行の補佐）のみとされ、小型の審議機関が存在しないことである。

現在の正副会長会は執行機関のみで構成され、審議機関には不適當なため、現存する常議員制度（発展的に理事制度を創設）を生かし、更に小規模の審議機関（常務理事制度）をこれに組み込み、明確な審議機関を設立しようとするものである。

又、これは会員の増加、及び、正副会長会の繁忙

ご挨拶

性、重要案件の審議継続性、機関としての権限分掌、役員適性の見直し等の問題をも一挙に解消することが可能となるため、これを実現すべく「理事制度」が弁理士会の喫緊の問題となっている。

この審議のため、現在、常議員会と総合政策検討委員会、例規改正特別委員会、及び、例規委員会で連携し役員制度検討ワーキンググループを作って検

討を進めており、これと並行して審議を依頼した日弁を始めとする各会派も大枠としての「理事制度」を了解する旨の報告を受けている。

「定員・選出・権限」等詳細な詰めが大問題であるが、「任期・有償性」をも含め、近い将来、堅牢な基板が構築されることを望むものである。